また，本件の多数意見は，平成24年大法廷判決と同様に，限られた議員定数の枠内では，偶数配分を前提に，都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲状態が解消される必要がある旨を説示しているが，この説示は，本件選挙時点の較差は，このような現行の選挙制度の仕組みの下における一部の選挙区の定数の増減によってでは違憲状態が解消されない程度の大きなものとなっていることを示したものであり，逆にいえば，違憲状態の評価を脱するためには現状の較差の大幅な縮小がされなければならないのである。

なお，参議院の選挙区選出議員の選挙制度については，衆議院議員の選挙とは異なり，都道府県を単位とする地域代表的な性格を有するものとすることに合理性があり，半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分等を前提とする以上，選挙区間である程度の投票価値の較差が生ずるのはやむを得ないとする見解がないではない。しかし，参議院議員の選挙制度には地域代表的性格を保有させるべきであるという見解は，政策的観点からは相応の合理性は認められるが，それは憲法上の要請ではなく，投票価値の平等という憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではないというべきである（この点につき，平成24年大法廷判決の当職の補足意見参照）。

⑵　平成24年改正法附則３項に基づく制度改正においては，これらの点を十分に考慮に入れた国会の適切な裁量権の行使が求められるところであり，私としては，国権の最高機関たる国会において，自ら設定した期限までに制度の仕組みの見直しを内容とする抜本的な改革がされることを，今後の進捗状況を含めて期待をもって注視していきたいと考えている。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，本件定数配分規定は本件選挙当時において憲法に違反し，本件選挙は違法であると考えるものである。

１　本件定数配分規定は，平成24年改正法による公職選挙法の改正（以下「平成24年改正」という。）において定められたものであるが，平成24年改正は，平成24年大法廷判決によって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（以下「違憲状態」ともいう。）に至っていたとされた平成18年改正による定数配分規定につき，従前の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく４選挙区で定数を４増４減して較差の縮小を図ったもので，平成22年選挙当時１対5.00であった最大較差が本件選挙当時には１対4.77に縮小したものの，平成24年大法廷判決が指摘した違憲状態は同改正によっても解消されたとはいえないことは多数意見の指摘するとおりである。

そこで，本件選挙までに憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるかが問題となる。多数意見は，国会が，本件定数配分規定が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていることを認識し得たのは平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり，この時点を起算日として本件選挙までに不平等状態の是正がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるか否かが判断の対象となるとしている。しかし，国会（これを構成する個々の国会議員）は憲法尊重擁護義務を負うものであるから，司法により憲法適合性についての判断がなされた場合にこれを受けて是正を行う責務があるだけでなく，司法判断の有無にかかわらず客観的に違憲状態にある場合にはこれを是正する責務を負うものである。したがって，国会が裁量権の限界を超えたか否かの判断において司法部による違憲状態の判断がされたことは決定的な要素ではあるものの，基本的には，客観的な違憲状態が生じた時から本件選挙までの間に是正措置が採られたか否かを判断すべきものと考える。ただし，以下では，多数意見に従って平成24年大法廷判決時を起算点として国会の裁量権について検討するものとする。

本件選挙までに違憲状態の是正がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えているといえるか否かを判断するに当たっては，単に期間の長短のみならず多数意見が指摘するような諸般の事情を総合考慮することが必要であることには異論がない。私は，この点について，次の３点を特に指摘しておきたい。

第１に，国会の裁量権を考えるに当たっては，国会が問題の根本的解決のために真摯な努力を行っていることが前提となる。

第２に，多数意見の引用する平成16年大法廷判決，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決において当該定数配分規定を違憲とする反対意見が付されただけでなく，憲法に違反しないとする多数意見に加わった裁判官の中からも国会の改正作業について厳しい意見が述べられたことも，国会の裁量権に関して判断するに際して重要な要素として考慮されるべきである。

第３に，国会が真摯な努力を行っているか否かの判断においては，国会が自ら行った過去の検討の成果をどのように利用しているかが重要な要素となるというべきである。

参議院選挙区選出議員の選挙区の定数是正について，国会は，平成16年大法廷判決後，平成17年７月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であるとして較差是正を見送り，従来の定数配分規定によって平成17年の通常選挙が施行された。同選挙後の検討の結果成立した平成18年改正においても，平成19年７月施行の参議院議員通常選挙に向けた当面の是正策として４増４減の措置が実施されただけであり，根本的解決は同選挙後の検討に先送りされた。平成18年改正による定数配分規定について平成21年大法廷判決は投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれると指摘したが，国会は選挙制度の見直しを平成22年７月施行の参議院議員通常選挙後に先送りしただけでなく，同選挙に向けての当面の較差是正をも見送り，同選挙を対象とした平成24年大法廷判決で定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと指摘されることになった。そして，同選挙前に目標とされた平成23年度中に参議院議員選挙の抜本的改革を内容とする公職選挙法の改正法案の提出は実現されず，平成24年11月16日に成立した平成24年改正法においても，平成25年７月施行の参議院議員通常選挙に向けた当面の是正措置として４選挙区で４増４減措置を定めたにすぎず，抜本的な改革は平成28年７月施行の参議院議員通常選挙まで再び先送りされた。こうした国会の改正作業について，私は平成24年大法廷判決の反対意見において，「平成18年改正の４増４減措置は，表向きは暫定的なものとされていたものの，その真意は，それを実質的に改革作業の終着駅とし，しかも，最大較差５倍を超えないための最小限の改革に止めるという意図によるものであったと評価せざるを得ない。」と述べたが，平成24年改正についても，国会が過去の検討結果を利用して審議を促進させようとの動きを見ることはできず，国会の真摯な努力については疑問を持たざるを得ない。

関係者の主観的意図は別として，国会の行動は，外形的には，定数配分規定の憲法適合性が問題になると当面の選挙を対象とした暫定的措置を採って抜本的改革は先送りし，次の選挙が近づき定数配分規定の憲法適合性が問題になるとまた暫定的措置を採るのみで抜本的改革を先送りするということを繰り返しているように見える。平成24年大法廷判決の判示するとおり参議院の定数配分の違憲状態を解消するためには選挙制度の仕組み自体の見直しが不可欠である以上，このような暫定的措置と抜本的改革の先送りを繰り返すだけでは，違憲状態が解消されるものではなく，制度の仕組み自体の見直しを内容とする改正の真摯な取組がされないまま期間が経過していくことは国会の裁量権の限界を超えるとの評価を免れないというべきである。

上記の諸事情を考慮すれば，本件選挙までに憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかったことは国会の裁量権の限界を超えたものといわなければならない（そもそも，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとされる状態を是正することは国会の憲法上の責務であり，裁量の問題とすることには違和感を覚える。当審は，最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という。）以降，衆議院議員の選挙における投票価値の較差について，投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断した場合の次の判断事項として，「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否か」と判示して期間の問題であることを明示しているが，参議院議員選挙についてもこれと同様の問題の捉え方が適切であると考えられる。）。したがって，本件定数配分規定は，本件選挙当時において憲法に違反するものであったことになる。

２　参議院議員の選挙における投票価値の較差に関する憲法適合性判断の枠組み及びこうした判断の方法が採られてきたのが，憲法の予定している司法権と立法権の関係に由来するものと考えられることは，多数意見が指摘するとおりである。また，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がなされれば国会はこれを受けて是正の責務を負うものであることも，多数意見が指摘するとおりである。ただし，客観的に違憲状態にある場合には司法判断の有無にかかわらず国会はこれを是正する責務を負うとの私の考えは前記１において述べたとおりである。